

研究生・科目等履修生

学部研究生

I. 学部研究生制度とは

本研究科の教員を指導教員として、特殊事項について研究することを希望する場合は、本研究科において支障のない場合に限り、選考の上、学部研究生として入学を許可することがあります。

(注意)

1. 研究生の在学期間は1年以内（原則として年度単位）です。ただし、引き続き在学を願い出たいときは、在学期間の延長を許可することがあります。この場合は、在学期間が終了の14日前までに「延長願」を提出してください。
2. 学部研究生は、授業科目の聴講を願い出ることはできません。

II. 入学資格

学部研究生として入学できるのは、次のいずれかに該当する方です。

1. 大学を卒業した者
2. 短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業した者で関係学科を履修した者
3. 本学部において、前2号と同等以上の学力があると認められた者

大学院研究生

I. 大学院研究生制度とは

研究科の教員を指導教員として、特殊事項について研究することを志願する者がいるときは、本研究科において支障のない場合に限り、選考のうえ大学院研究生として入学を許可することがあります。

(注意)

1. 研究生の在学期間は、1年以内（原則として年度単位）です。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがあります。この場合は、在学期間満了の14日前までに「延長願」を提出してください。
2. 研究生は、授業科目の聴講を願い出ることはできません。但し、外国人である大学院研究生が、大学院の授業科目のうち、その研究事項に関連ある1科目又は数科目を選んで聴講を志願する場合、学生の履修に妨げのない場合に限り、聴講を許可することがあります。

II. 入学資格

大学院研究生として入学できる者は、次のいずれかに該当する方です。

1. 修士の学位を有する者
2. 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
3. 本研究科において、前2号と同等以上の学力があると認められた者

科目等履修生

I. 科目等履修生制度とは

研究科の授業科目中、1科目又は数科目を選んで、履修を志願するものがあるときは、学生の履修の妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがあります。

(注意)

1. 履修した授業科目については、試験を受け、単位を修得することができます。修得した授業科目については、単位修得証明書の交付を願い出ることができます。
2. 在学期間は1年以内です。ただし、在学期間中に願い出た場合には、その延長を許可することがあります。

II. 入学資格

科目等履修生として入学できるのは、次のいずれかに該当する方です。

1. 大学を卒業した者
2. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
3. 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者
4. 本研究科において、前3号と同等以上の学力があると認められた者

お問い合わせは下記まで

(注) メールで問い合わせる場合は、現在の所属(在学学校・勤務先等)を明記のこと

東北大学大学院医工学研究科 教務係

〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-12

Tel. 022-795-4824

e-mail. bme-kyom@grp.tohoku.ac.jp